

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第5号

(所 管) 学校教育部 生徒指導課

件 名	市長からの意見聴取(堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例及び堺市いじめ重大事態調査委員会条例)について
提 案 理 由	<p>堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例及び堺市いじめ重大事態調査委員会条例を令和5年第1回市議会（定例会）に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたため、本件を上程するものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年2月2日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正及び制定の趣旨</p> <p>① 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例</p> <p>堺市いじめ防止等対策推進委員会では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る調査の比重が大きく、近年、同法第12条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する調査審議が十分に実施できていない。今後、本市におけるいじめの未然防止及び早期発見に資する取組の充実を図るため、その所掌事務等について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの。</p> <p>② 堺市いじめ重大事態調査委員会条例</p> <p>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、同項に規定する重大事態に係る事項を調査するため、本市教育委員会に堺市いじめ重大事態調査委員会を設置することとし、本条例を制定するもの。</p>

	<p>2 改正及び制定の内容</p> <p>① 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例</p> <p>(1) 委員会の所掌事務の規定からいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関する事項に係る調査審議を削る。</p> <p>(2) (1) の調査に対する報酬額に関する規定を削る。</p> <p>(3) 委員会の委員及び特別委員並びに出席者に係る守秘義務について、教育委員会規則に規定しているものを条例において規定する。</p> <p>② 堺市いじめ重大事態調査委員会条例</p> <p>堺市いじめ重大事態調査委員会を設置するに当たり、必要な次の事項を規定する。</p> <p>(1) 設置及び所掌事務に関する事項</p> <p>(2) 組織及び委員の任期に関する事項</p> <p>(3) 特別委員に関する事項</p> <p>(4) 報酬に関する事項</p> <p>(5) 委員長に関する事項</p> <p>(6) 会議及び部会並びに関係者の出席に関する事項</p> <p>(7) 守秘義務に関する事項</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p>■ その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済である。）</p>

市長からの意見聴取(堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例
及び堺市いじめ重大事態調査委員会条例)について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められた、次の案件のうち、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとして、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 2 月 2 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 2 月 21 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部 を改正する条例

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第28条第1項」を削る。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第12条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項について調査審議する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第4項を削り、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第9条 委員会の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の堺市いじめ防止等対策推進委員会条例第2条第2号の規定により堺市いじめ防止等対策推進委員会に対してなされた諮問であって、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものについては、なお従前の例による。

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例（平成26年条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、本市に堺市いじめ防止等対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p><u>(1) 法第12条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項</u></p> <p><u>(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に関する事項</u></p> <p><u>（報酬）</u></p> <p>第6条 委員（特別委員を含む。）の報酬の額は、次の各号に掲げる調査審議の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 第2条第2号に規定する事項に係る調査 1日につき30,000円</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもの以外の調査審議 1日につき10,200円</u></p> <p>（委員長）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、本市に堺市いじめ防止等対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>法第12条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項について調査審議する。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（委員長）</p>

第7条 (略)

(会議)

第8条 1～3 (略)

4 第2条第2号に規定する事項を調査審議する場合において、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員は、当該事項に係る議事に加わることができない。

(1) 3親等以内の親族が当該事項の当事者であるとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると委員会が認めるとき。

(関係者の出席)

第9条 (略)

(新設)

第6条 (略)

(会議)

第7条 1～3 (略)

(削除)

(関係者の出席)

第8条 (略)

(守秘義務)

第9条 委員会の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

堺市いじめ重大事態調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、本市に堺市いじめ重大事態調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態（以下単に「重大事態」という。）に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

(報酬)

第6条 委員（特別委員を含む。）の報酬の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 児童若しくは生徒（以下「児童等」という。）、教職員、児童等の保護者その他委員会が必要と認める者に対する聴取等による調査又は当該調査に係る結果の検証若しくは報告書の作成を行う場合 1日につき30,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 1日につき10,200円

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条に規定する事項を調査審議する場合において、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員は、当該事項に係る議事に加わることができない。

(1) 3親等以内の親族が当該事項の当事者であるとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると委員会が認めるとき。

(部会)

第9条 委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行わせるため、当該重大事態ごとに調査部会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、調査部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員会の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議の招集は、第8条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

条例改正等について

1 概要

堺市いじめ防止等対策推進委員会（以下「委員会」という。）は、いじめ防止等対策推進法（以下「法」という。）第 12 条に規定するいじめの防止等のための対策に関する事項及び同法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関する事項（以下「重大事態に関する事項」という。）を調査審議することとしているが、より一層効率的かつ効果的な運営を行うことにより、いじめの未然防止・早期発見に資する取組を充実させるため、委員会の所掌*から、重大事態調査に関する事項を切り離し、重大事態に関する事項を、新たに設置する「堺市いじめ重大事態調査委員会」において調査審議するため堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部改正等を行う。

※(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 12 条に規定する本市のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に関する事項

2 改正イメージ

堺市いじめ防止等対策推進委員会
所 掌：(1)(2)に関する事項について調査審議する
所管課：生徒指導課
委 員：常設



堺市いじめ防止等対策推進委員会
所 掌：(1)に関する事項について調査審議する
所管課：生徒指導課
委 員：常設委員（7名）継続。

新設

堺市いじめ重大事態調査委員会
所 掌：(2)に関する事項について調査審議する
所管課：教育委員会事務局内
委 員：新たに常設委員（15名）を委嘱

3 条例改正等の背景

委員会では、法第 28 条第 1 項に規定するいじめ重大事態調査（第三者委員会調査）の比重が大きく、近年、法第 12 条に規定するいじめの防止等のための対策のための調査審議が十分に実施できていない。

（年度、R5.1.6 現在）

調査審議項目	R2	R3	R4
いじめ防止等対策のための調査審議 （法第 12 条）調査審議（会議）回数	1 回 ^{※1}	0 回	2 回 ^{※2}
いじめ重大事態調査のための調査審議 （法第 28 条第 1 項）調査審議（会議）回数 ^{※3}	8 回	5 回	5 回

※1：国の動向報告のみ ※2：2 回とも「本市いじめ重大事態調査結果報告書の公表のあり方」

※3：但し、調査審議（会議）以外の「調査」は別途実施。

4 条例改正等の内容

附属機関	所掌	主な改正点等
【改正】 堺市いじめ防止等対策推進委員会	(1) に関する事項について調査審議する。	条 例：堺市いじめ防止等対策推進委員会条例 所管課：生徒指導課 委 員：常設委員（7 名）継続
【新設】 堺市いじめ重大事態調査委員会	(2) に関する事項について調査審議する。	条 例：堺市いじめ重大事態調査委員会条例 所管課：教育委員会事務局内（未定） 委 員：新たに常設委員（15 名 ^{※5} ）を委嘱 ※5 ●15 名の内訳は、弁護士 6 名、臨床心理士 3 名、社会福祉士 3 名、学識経験者 3 名。 ●重大事態は年間 2~3 件を並行して調査しているため、3 チーム（5 人/チーム）編成を可能としたもの。 その他：委員会の中に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行わせるため、調査部会を置くことを可能とする。 現在調査中の案件については、経過措置として引き続き「堺市いじめ防止等対策推進委員会」が調査を行う。